

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 4 月 8 日付けの特別障害者手当認定請求却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

平成 11 年 7 月に発症した脳出血により左半身が重篤な麻痺となり身体障害者手帳 1 級を取得した。現在もなおその麻痺により日常生活に支障があることから、担当医師とも相談し、本件申請を行った。請求人の障害の現状（身体障害者手帳 1 級相当）のとおり、手当の診断書（本件診断書）を医師の目の前で記載してもらった記憶があり、「障害の程度が要件非該当」とされることには納得ができない。請求人は、身体障害者手帳 1 級の障害を有した状態が続いていることから、妻、親兄弟や職場の同僚などから日常生活において常

に介助を受けており、これは、「〇〇区障害者福祉のしおり」に記載される特別障害者手当の支給要件にあると考えられる。処分庁が繰り返す却下判定及び弁明は、しおりに記載されていない要件を用いて否認するものであり、「障害者福祉」から大きく乖離し、その基本的考え方を根本的に修正していただく必要がある。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年12月 1日	諮問
令和5年 1月10日	審議（第74回第4部会）
令和5年 2月 2日	審議（第75回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 支給要件

法26条の2は、市長（特別区においては区長。以下同じ）は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」としている。

そして、法施行令1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合

に該当することが必要であるとしている。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（令和４年政令第１０９号による改正前のもの。別紙２）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの（１号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（法施行令別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（２号）

ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一（令和４年政令第１０９号による改正前のもの。別紙３）各号（１０号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（３号）

## (2) 支給期間

法２６条の５において準用する法５条の２第１項は、手当の支給は、受給資格者が法５条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとしている。

## (3) 受給資格の認定・却下

法２６条の５において準用する法１９条は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

省令１６条において準用する省令３条及び４条は、手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格の認定をしたときは当該受給資格者に（省令３条）、受給資格がないと認めたときは請求者に（省令４条）、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

#### (4) 認定基準

認定基準は、法施行令1条2項1号から3号までのいずれかに該当する障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととしている（認定基準第一・3）。

なお、認定基準第一・7によれば、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会することとされている。

認定基準は、法施行令1条2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり（認定基準第一・1）、具体的には次のとおりである。

ア 法施行令1条2項1号に該当する障害の程度とは、法施行令別表第二各号に掲げる障害が重複するものとされている（認定基準第三・1・柱書）。

イ 法施行令1条2項2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとされている。

（ア） 法施行令別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）

（イ） 法施行令別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（認定基準第三・2・(2)）

ウ 法施行令1条2項3号に該当する障害の程度とは、法施行令別表第一のうち次のいずれかに該当するものとされている。

（ア） 認定基準第二（障害児福祉手当）・4（内部障害）又は5（その他の疾患）に該当する障害を有するものであって、第三・1・(7)・ウの安静度表（結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表。以下「安静度表」という。）の1度に該当する状態（絶対安静）

を有するもの（認定基準第三・3・(1)）

(イ) 認定基準第二（障害児福祉手当）・6（精神の障害）に該当する障害を有するものであって、第三・1・(8)・エの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）

(5) 認定基準の位置付け

法39条の2は、法の規定に基づき都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る基準であり、手当の支給に関する事務を遂行する上で、法令の解釈及び審査基準として合理性を有するものと考えられる。

2 本件処分についての検討

受給資格の認定基準（1・(4)）に鑑みれば、本件申請に対する認定の判断は、本件診断書の記載内容に基づき、法令の規定及び認定基準に照らして行われるべきであり、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当がなければ、本件処分に取消理由があるとはできないものと認められる。

本件診断書についてみると、本件診断書は「肢体不自由用」であり、障害の原因となった傷病名は「脳出血」（別紙1・1）、傷病の原因又は誘因は「後天性（疾病）（高血圧）」と診断されており（別紙1・2）、左手の関節の可動域及び握力、左の肩、肘及び手関節並びに股、膝及び足関節の関節運動筋力（別紙1・6・(6)及び(8)）からすると、また、請求人の身体障害者手帳にも、その障害名として「脳出血による上肢機能障害【左上肢機能全廃】（2級）」、「脳出血による体幹機能障害【起立困難】（2級）」との記載があることから、請求人の障害は、「肢体不自由」であることが認められる。

そこで、以下、請求人の肢体不自由の程度が、認定基準に照らして、法施行令1条2項各号のいずれかに該当するかどうかについてみる。

(1) 法施行令 1 条 2 項 1 号該当性

認定基準によれば、法施行令 1 条 2 項 1 号に該当する障害の程度は、法施行令別表第二各号に掲げる障害が重複する必要があるとされていることから（1・(4)・ア）、以下、法施行令別表第二各号について検討する。

ア 別表第二第 3 号（両上肢の障害）

（ア） 認定基準

認定基準は、別表第二第 3 号に該当する障害について、①両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は②両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するものとしている。

両上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の 3 大関節中いずれか 2 関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいうとしている。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域 10 度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト 2 以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいうとしている。ただし、肩関節については、前方及び側方の可動域が 30 度以下のものは、その用を廃する程度の障害に該当するものとし、この場合には上肢装具等の補装具を使用しない状態で、日常生活において①かぶりシャツの着脱（1 分以内に行う）、②ワイシャツのボタンをとめる（1 分以内に行う）のいずれの動作もできないものとしている（以上、認定基準第三・1・(3)・ア）。

また、両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するものとは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の強直、癒痕による指の埋没又は拘縮等により指があってもそれがないのと同程度の機能障害があるものをいうとしている（以上、同・ウ）。

(イ) 本件診断書の検討

本件診断書の「関節可動域及び筋力」欄（別紙1・6・(8)）によれば、左上肢については、肩、肘及び手関節の関節運動筋力の全てに「著減又は消失」の記載があるが、右上肢については、3大関節（肩、肘及び手）の全てが「正常又はやや減」であると認められる。

そうすると、左上肢については用を廃する程度の障害がある可能性があるものの、右上肢については該当するとはいえ、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有しているとはいえないから、両上肢の機能に著しい障害を有するものとはいえない。

また、本件診断書の手関節の関節可動域及び関節運動筋力から判断すると、左手については全ての指の機能に著しい障害がある可能性は否定できないが、右手が正常であることからすると、両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するものとはいえない。

よって、両上肢に係る請求人の障害の程度は上記(ア)の認定基準を満たさないから、別表第二第3号に該当しない。

イ 別表第二第4号（両下肢の障害）

(ア) 認定基準

認定基準は、別表第二第4号に該当する障害について、両下肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいうとしている。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下。）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない

程度の障害をいうとしている（以上、認定基準第三・１・（４）・ア）。

（イ） 本件診断書の検討

本件診断書の「関節可動域及び筋力」欄（別紙１・６・（８））には、両下肢の３大関節（股、膝及び足）の全てについて、「強直肢位」に記載はなく、左下肢については、股、膝及び足関節の関節運動筋力が「半減」又は「著減又は消失」となっているが、右下肢については、３大関節（股、膝及び足）の全てが正常であると認められる。

そうすると、左下肢については用を廃する程度の障害がある可能性があるものの、右下肢については該当するとはいえず、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の３大関節中いずれか２関節以上が用を廃する程度の障害を有しているとはいえない。よって、両下肢に係る請求人の障害の程度は、上記（ア）の認定基準を満たさないから、別表第二第４号に該当しない。

ウ 別表第二第５号（体幹の障害）

（ア） 認定基準

認定基準は、別表第二第５号に該当する障害について、座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができるものをいうとしている（認定基準第三・１・（５）・イ）。

（イ） 本件診断書の検討

本件診断書の「日常生活動作の障害程度」欄（別紙１・８）において、「すわる（正座・横すわり・あぐら・脚なげ出し）」、「立ち上る」という動作に関しては、いずれも補助具等を使用しない場合△（ひとりでできてもうまくできない場合）と



記載されており、双方の動作とも、ひとりでできない状況ではない。

そうすると、体幹に係る請求人の障害の程度は、上記(ア)の認定基準を満たさないから、別表第二第5号に該当しない。

エ 別表第二第1号、第2号、第6号及び第7号該当性

本件診断書の記載内容によれば、請求人の障害程度は、別表第二第1号、第2号、第6号及び第7号のいずれにも該当するとは認められない。

オ 小括

以上により、請求人の障害は、別表第二のいずれにも該当しないと考えられるから、同表のうち2つの障害を有することを要件とする法施行令1条2項1号(1・(1)・ア)に該当するとは認められない。

(2) 法施行令1条2項2号該当性

ア 認定基準

認定基準は、法施行令1条2項2号に該当する障害程度は、  
①別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの(認定基準第三・2・(1))、又は  
②別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの(同・(2))とする。

イ 本件診断書の検討

請求人の障害は、上記(1)のとおり別表第二第1号から第7号までのいずれにも該当しないため、次表及び日常生活動作評価表による判定をみるまでもなく、法施行令1条2項2号(1・(1)・イ)に該当するとは認められない。

(3) 法施行令1条2項3号該当性

ア 認定基準

認定基準によれば、法施行令1条2項3号に該当する障害と

は、法施行令別表第一のうち、

①認定基準第二（障害児福祉手当）・4（内部障害）又は5（その他の疾患）に該当する障害を有するものであって、第三・1・(7)・ウの安静度表の1度に該当する状態（絶対安静）を有するもの（認定基準第三・3・(1)）又は

②認定基準第二（障害児福祉手当）・6（精神の障害）に該当する障害を有するものであって、第三・1・(8)・エの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）であるとされている。

#### イ 本件診断書の検討

肢体不自由用の診断書である本件診断書からは、請求人は、上記ア・①の要件である内部障害及びその他の疾患に該当するとは認められない。また、上記ア・②の精神の障害に該当するものとも認められないから、日常生活能力判定表による判定をみるまでもなく、上記ア・②にも該当しない。

よって、請求人の障害の程度は、法施行令1条2項3号（1・(1)・ウ）に該当するとは認められない。

以上のとおり、請求人の障害の程度は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当するものではないから、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」に該当しない。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、現症からすると「障害の程度が要件非該当」には納得できないと主張する。また、請求人は、「〇〇区障害者福祉のしおり」に記載される特別障害者手当の支給要件に該当するものであり、しおりに記載されていない要件を用いるべきではないとも主張し、これは、特別障害者手当の要件として同しおりに記載されている「身体障害者手帳1級および2級程度または愛の手帳

1度および2度程度の障害を重複している方」のことを指しているものと解される。

しかし、上記1・(4)のとおり、本件処分は本件診断書に基づきなされるものであり、本件診断書の記載内容からすれば、請求人の障害は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当しないことは、上記2のとおりである。また、同しおりに記載されている要件は、記載があるとおりの「目安」を示すものであり、また、手帳の有無にかかわらず、所定の診断書をもとに医師が審査して支給が決定される旨の説明も記載されているところである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙1から3まで(略)